

開業医共済協同組合定款 新旧対照表

(下線が変更部分)

新	旧	備考
<p>(組合員の資格)</p> <p>第9条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。</p> <p>(1) 病院、一般診療所、歯科診療所、<u>介護保険施設</u>及び事業協同組合（医療業）を行う事業者であること</p> <p>(2) 都道府県の保険医協会又は保険医会の会員であること</p> <p>(3) 組合の地区内に事業場を有すること</p>	<p>(組合員の資格)</p> <p>第9条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。</p> <p>(1) 病院、一般診療所、歯科診療所、<u>介護老人保健施設</u>及び事業協同組合（医療業）を行う事業者であること</p> <p>(2) 都道府県の保険医協会又は保険医会の会員であること</p> <p>(3) 組合の地区内に事業場を有すること</p>	<p>(変更)</p>